

福岡県公報

令和元年8月23日
第 32 号

目次

告示 (第232号 - 第238号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) 4
- 土地改良区の換地処分 (農村森林整備課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 5

告 示

福岡県告示第232号

福岡県青少年健全育成条例 (平成7年福岡県条例第46号) 第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により

告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15183-09	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第233号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生73	宗像乳腺外科	福津市日蒔野五丁目15-5	R1・7・1
糸島地生123	医療法人愛楓会 ころき 整形外科	糸島市高田四丁目9-1	R1・7・1
み生38	たなか皮ふ科クリニック	みやま市瀬高町上庄744-3	R1・6・1
嘉鞍生7	桂川腎科クリニック	嘉穂郡桂川町大字瀬戸148-1	H31・2・1
北筑後生菌5	中村歯科医院	朝倉郡筑前町篠隈355-2	R1・5・14
大野生薬89	よつば薬局 白木原店	大野城市白木原一丁目14-10	R1・7・1

小生薬54	きらり薬局 津古店	小郡市津古556-3	R1・7・1
柳生薬58	柳川中央薬局	柳川市三橋町今古賀211-3	R1・7・1
春生訪9	あや訪問看護ステーション	春日市小倉一丁目8 伯玄ビル103	R1・7・1

福岡県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生354	医療法人親和会 新宮クリニック	糟屋郡新宮町大字原上1574-1	H31・3・31
糸島地生115	くろき整形外科	糸島市高田四丁目9-1	R1・6・30
み生37	たなか皮ふ科クリニック	みやま市瀬高町上庄744-3	R1・5・31
嘉鞍生5	桂川腎クリニック	嘉穂郡桂川町大字瀬戸148-1	H31・1・31
直生118	医療法人 中村医院	直方市古町3-7	H31・3・20
粕生歯41	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿192-1-2F	R1・5・31
福津生歯14	ふじき歯科医院	福津市宮司ヶ丘1番14号	R1・7・16
両生歯45	中村歯科医院	朝倉郡筑前町篠隈355-2	R1・5・13
大生歯178	加藤歯科医院	大牟田市不知火町三丁目1-5	R1・6・30
行生歯25	村上歯科医院	行橋市行事四丁目18-2	R1・6・29

大野生薬58	おの薬局 白木原店	大野城市白木原一丁目14-10	R1・6・30
春生薬60	いしばし薬局	春日市下白水南三丁目11番地	R1・6・30
小生薬49	中央薬局 つこ店	小郡市津古556番3	R1・6・29
柳生薬51	柳川中央薬局	柳川市三橋町今古賀211-3	R1・6・30
大生薬142	平山薬局	大牟田市三川町四丁目56	R1・6・1

福岡県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生127	医療法人 龍眼科	柳川市坂本町25-4	柳川市坂本町26-1	H31・3・29
飯生薬149	スマイル薬局 立岩店	飯塚市立岩1757-1	飯塚市立岩1746-1	R1・7・16
大川生訪3	大川三瀧訪問看護ステーション	大川市大字幡保299	大川市大字郷原482-24	H29・3・21

福岡県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
春生マ16	田中 吉行(らいふマッサージ治療院 春日店)	春日市星見ヶ丘二丁目55-15 305号	R1・7・26
大野生マ43	内海 香代子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	R1・7・1
田生柔76	山平 訓(さくら咲く整骨院 メルクス田川店)	田川市大字川宮1699-3	R1・7・1
八女生柔39	御厨 太輔(やつひめ整骨院)	八女市平田532-8	R1・6・21
宰生柔51	植杉 真也(NAOSEL太宰府整骨院)	太宰府市向佐野二丁目13-24	R1・6・17
宰生柔52	阿久津 直也(NAOSEL太宰府整骨院)	太宰府市向佐野二丁目13-24	R1・6・17
宰生柔53	藤木 誠士(NAOSEL太宰府整骨院)	太宰府市向佐野二丁目13-24	R1・6・17
宰生柔54	村上 真紀(NAOSEL太宰府整骨院)	太宰府市向佐野二丁目13-24	R1・6・17
嘉麻生柔23	安藤 隆二(あんどう整骨院)	嘉麻市岩崎883	R1・6・20
粕生柔185	新谷 瞳(堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R1・7・16
大野生はき25	内海 香代子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	R1・7・1
京生はき6	山野 州康(鍼灸院 長生庵)	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R1・7・4
京生はき7	佐藤 智雄(鍼灸院 長生庵)	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R1・7・4

福岡県告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直生マ28	宮下 博之(マッサージ工房いやし)	直方市大字直方338-1	R1・7・8
田川生マ42	宮下 博之(マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	R1・7・8
田生柔45	蝶々 侑基(よねだ鍼灸整骨院(田川院))	田川市大字伊田3606-1	H30・6・21
田生柔53	佐瀬 和弘(よねだ鍼灸整骨院(田川院))	田川市大字伊田3606-1	H30・6・21
田生柔73	浦上 瑛(さくら咲く整骨院 メルクス田川店)	田川市大字川宮1699-3	R1・6・30
粕生柔148	大木 章太郎(新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町社の宮四丁目5-11	R1・7・1
直生はき8	宮下 博之(マッサージ工房いやし)	直方市大字直方338-1	R1・7・8
田川生はき9	宮下 博之(マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	R1・7・8

福岡県告示第238号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生柔 99	道園 昂平（ マコト整骨院）	飯塚市下三緒36-74	飯塚市下三緒266-4	H 31・4・23
宰生柔 34	野口 美玲（ とふろう団地 整骨院）	太宰府市都府楼南二丁 目17-21	太宰府市都府楼南三丁 目1-16	R 1・7・17

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字湊字前新開253番1及び253番6から253番11まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東三丁目6番23号
ファースト住建株式会社福岡支社
支社長 板東 好太郎

公告

令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

- 受験資格
特に制限はない。
- 試験
(1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和元年11月8日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和元年9月6日（金曜日）から同年9月30日（月曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和元年9月30日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和元年11月29日に発表する。発表は、福岡県公報に掲載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
道手東土地改良区	田川市大字伊加利の一部 (道手東地区(田川市))	令和元年8月5日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字馬場字門田491番1及び491番3から491番34まで並びに字古屋敷494番1、494番9から494番13まで及び495番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区長野本町二丁目1番2号

株式会社エコハウス

代表取締役 村上 正

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
五徳土地改良区	令和元年8月9日

公告

本河内土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
進藤 丹治	田川郡赤村大字赤1103番地1

公告

柳川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年8月23日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
松本 源次	柳川市上宮永町915番地2